

あつ活サポーター団体利用要綱

令和5年6月13日
市民第4号

(趣旨)

第1 この要綱は、自治会が「あつ活サポーター団体登録要綱（令和5年6月13日市民第3号）」に定めるあつ活サポーター団体の支援を受けることで持続した自治会運営をしていくことができるよう、その利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2 あつ活サポーター団体による支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 各地区自治会連合会
- (2) 各地区単位自治会

(協力の依頼)

第3 あつ活サポーター団体による支援を受けようとする者は、利用を希望する日の30日前までにあつ活サポーター団体利用申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に定める書類が提出されたときは、その内容を確認し、あつ活サポーター団体との調整を行うものとする。
- 3 市長は、前項に定める調整ができなかった場合は、あつ活サポーター団体利用却下通知書（第2号様式）にて申請者に通知するものとする。

(禁止事項)

第4 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は支援の依頼をすることができない。

- (1) 政治、宗教及び専ら営利を目的とした活動
 - (2) 専ら自治会内の特定個人の利益を目的とした活動
 - (3) その他地域の公共性を著しく欠く活動
- 2 申請者は、第3第1項に定める利用申請書に記載した支援内容以外のことについて、あつ活サポーター団体に要求してはならない。
- 3 市長は、前項に定める事項が申請者にあると認められる場合は、その者に対し、適切な利用を命ずることができる。
- 4 市長は、前項においてもなお申請者に改善が見られない場合、あつ活サポーター団体の利用停止を命ずることができる。
- 5 前項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(報告)

第5 利用者は、あつ活サポーター団体による支援を受けたときは、支援を受け終えた日から起算して30日以内にあつ活サポーター団体利用報告書（第3号様式）を市長に提

出しなければならない。

- 2 利用者は、あつ活サポーター団体による支援の内容を当該団体の総会、広報等で広く住民に知らせるよう努めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。